

第 5 7 回川崎市介護保険運営協議会  
及び第 2 3 回地域包括支援センター運営協議会

日時 令和 6 年 7 月 3 1 日（水）

1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

場所 本庁舎 2 0 3 ・ 2 0 4 会議室

次 第

介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会

・川崎市介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会について・・・資料 1

<議 題>

(1) 会長、副会長の選出・・・資料 2

(2) 地域密着型サービス等部会委員指名及び地域密着型サービス等部会第 66・67 回の  
報告、指定介護予防支援事業者の指定について・・・資料 2, 3

(3) 第 9 期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
「かわさきいきいき長寿プラン」について・・・資料 4－1、2

(4) その他

# 川崎市介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会について

---

川崎市健康福祉局

## 運営協議会の設置目的（川崎市介護条例第5条）

- ◎ 介護保険事業の運営に関する専門的な見地からの調査審議
- ◎ 介護保険事業の運営への市民意見の反映

### 川崎市介護保険運営協議会 （定員20名）

- ◎ 介護保険事業の運営に関する事項
  - ・ 介護保険の執行状況
  - ・ 介護サービス事業所の運営等に関する事項
  - ・ 介護保険制度に関する事項
- ◎ 介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項
  - ・ 市単独サービスの執行状況に関する事項
  - ・ その他（法第5条の第4項に規定する施策の推進等）

#### 地域密着型サービス等部会

川崎市介護保険運営協議会規則第5条

### 川崎市地域包括支援センター運営協議会 （定員10名）

- ◎ 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項
- ◎ 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項
- ◎ 法第5条第4項に規定する施策の推進
  - ・ 介護予防、地域課題及び地域の見守り支援の取組等に関する事項  
（地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる）

#### 区地域包括支援センター運営協議会

川崎市介護保険条例第5条の3第3項

# 川崎市介護保険運営協議会の構成

## 1 設置根拠

川崎市介護保険条例第5条

## 2 委員の定員・構成 (川崎市介護保険条例第5条の2)

(1) 定員

20名

(2) 構成

- ①被保険者
- ②学識経験のある者
- ③保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- ④事業者の団体の代表者
- ⑤その他市長が必要と認めた者

## 3 委員任期

3年間（令和6年7月1日～令和9年6月30日）

## 4 取扱事項

次の事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。 (川崎市介護保険条例第5条の2)

(1) 介護保険事業の運営に関する事項

(2) 介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項

※川崎市地域包括支援センター運営協議会の取扱事項を除く

# 川崎市介護保険運営協議会の取扱事項（詳細）

## （1）介護保険事業の運営に関する事項

- ① 介護保険事業の執行状況・保険財政に関すること
- ② 介護給付の適正化に関すること
- ③ 介護保険料に関すること
- ④ 介護保険事業者の指定・指導等に関すること（??）
- ⑤ 保険者機能強化推進交付金等に関すること

## （2）介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項

- ① かわさきいきいき長寿プランの進捗管理に関すること
- ② 川崎市高齢者実態調査に関すること

# 川崎市介護保険運営協議会の審議スケジュール（案）

| 開催予定           |                                   | 主な議題（予定）                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年度<br>（1年目） | 第57回協議会 7/31<br>※地域包括運協と合同開催      | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員委嘱、議長選任、趣旨説明</li> <li>第9期計画の取組の方向性及び重点事項等の説明</li> <li>地域密着型サービス等部会委員の指名</li> <li>地域密着型サービス等部会の報告及び指定介護予防支援事業者の指定</li> <li>今後の進め方について</li> </ul> |
|                | 第58回協議会 1月頃                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の介護保険の特徴について</li> <li>川崎市高齢者実態調査について</li> <li>地域密着型サービス等部会の報告及び指定介護予防支援事業者の指定</li> </ul>                                                        |
| 令和7年度<br>（2年目） | 第59回協議会 7月頃<br>※地域包括運協と合同開催       | <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度審議内容の報告</li> <li>地域密着型サービス等部会の報告及び指定介護予防支援事業者の指定 等</li> </ul>                                                                                  |
|                | 第60回協議会 1月頃                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市高齢者実態調査の報告</li> <li>第9期計画取組の進捗報告</li> <li>地域密着型サービス等部会の報告及び指定介護予防支援事業者の指定</li> <li>次期計画策定に向けた論点のまとめ 等</li> </ul>                               |
| 令和8年度<br>（3年目） | 協議会<br>+ 第10期計画策定に向けた検討（計画策定合同会議） |                                                                                                                                                                                          |

# 川崎市地域包括支援センター運営協議会の構成

## 1 設置根拠

川崎市介護保険条例第5条

## 2 委員の定員・構成 (川崎市介護保険条例第5条の3)

(1) 定員

10名

(2) 構成

①学識経験のある者

②保健、医療及び福祉関係団体の代表者

③事業者の団体の代表者

④被保険者

⑤その他市長が必要と認めた者

## 3 委員任期

3年間（令和6年7月1日～令和9年6月30日）

## 4 取扱事項

次の事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。 (川崎市介護保険条例第5条の3)

(1) 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項

(2) 介護保険法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項

(3) 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

# 川崎市地域包括支援センター運営協議会の取扱事項（詳細）

## （1）地域包括支援センターの設置・運営に関する事項

- ①地域包括支援センター事業実施方針に関すること
- ②地域包括支援センターの設置・変更に関すること
- ③地域包括支援センター事業の実施状況に関すること（かわさきいきいき長寿プラン取組Ⅱの進捗管理）
- ④地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること
- ⑤地域包括支援センターの公正・中立な運営

## （2）介護保険法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項

### 【法第5条第4項（自治体の責務としての地域包括ケア推進）】

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、②要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに③地域における自立した日常生活の支援のための施策を、④医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域包括支援センター事業に加え、次の事項に関すること（※市地域ケア推進会議としての取扱事項を兼ねる）

- ①介護予防事業に関すること
- ②包括的支援事業（地域ケア会議、生活支援体制の整備、医療・介護連携、認知症施策）に関すること
- ③その他地域包括ケアの推進に資する施策等に関すること

## （3）指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

指定介護予防支援事業者の指定に関すること



# 区地域包括支援センター運営協議会

|        | 地域包括支援センター運営協議会                                                                                                                                                                                                                                 | 区地域包括支援センター運営協議会                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構成等    | <p>設置単位：市<br/>定 員：10名<br/>開催頻度：年2回<br/>設置根拠：川崎市介護保険条例第5条</p>                                                                                                                                                                                    | <p>設置単位：行政区（7区）<br/>定 員：8名<br/>開催頻度：年2回<br/>設置根拠：川崎市介護保険条例第5条の3第3項</p>                                                                                 |
| 調査審議事項 | <p>◎ <b>地域包括支援センターの設置・運営に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター事業実施方針に関すること</li> <li>地域包括支援センターの設置・変更に関すること</li> <li>地域包括支援センター事業の実施状況に関すること</li> <li>地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること</li> <li>地域包括支援センターの公正・中立な運営</li> </ul> | <p>◎ <b>地域包括支援センターの設置・運営に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの設置に伴う区割り設定に関すること</li> <li>地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること</li> </ul> |
|        | <p>◎ <b>法第5条第4項に規定する施策の推進</b><br/>※市レベルの地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防事業に関すること</li> <li>包括的支援事業（地域ケア会議、生活支援体制の整備、医療・介護連携、認知症施策）に関すること</li> <li>その他地域包括ケアの推進に資する施策等に関すること（地域の見守り支援の取組等）</li> </ul>           | <p>◎ <b>法第5条第4項に規定する施策の推進</b><br/>※区レベルの地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内の地域課題の抽出や高齢者の見守り体制の構築に関する事項等</li> </ul>        |
|        | ◎ <b>指定介護予防支援事業者の指定に関する事項</b>                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                        |
|        | ◎ <b>区地域包括支援センター運営協議会における調査審議の結果</b>                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                        |

# 川崎市地域包括支援センター運営協議会の審議スケジュール（案）

| 開催予定           |                                                  | 主な議題（予定）                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年度<br>（1年目） | 第22回協議会 5/27<br>※制度改正対応のため臨時開催                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防事業に関する報告</li> <li>介護予防支援に関する制度改正対応に関する報告</li> <li>第9期計画における地域包括支援センターの体制整備</li> <li>今後の審議に向けた論点 等</li> </ul>                                                            |
|                | 第23回協議会 7/31<br>※介護保険運協と合同開催                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員委嘱、議長選任、趣旨説明</li> <li>前年度審議内容の報告</li> <li>第9期計画の取組の方向性及び重点事項等の説明</li> <li>地域支援事業の実施状況、第9期計画の調査審議スケジュール 等</li> </ul>                                                       |
|                | 第24回協議会 11月頃                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの公正・中立性の確保に向けた実施状況の報告</li> <li>地域包括支援センター事業計画・報告・評価の報告</li> <li>各区地域包括支援センター運営協議会の審議結果報告</li> <li>第9期計画重点事項の具体的対応の方向性（骨子案）の検討 等</li> </ul>                        |
|                | 第25回協議会 2月頃                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国統一指標に基づく運営状況点検結果報告</li> <li>地域包括支援センター運営方針等案提示</li> <li>第9期計画重点事項の具体的対応の方向性の提示 等</li> </ul>                                                                               |
| 令和7年度<br>（2年目） | 第26回協議会<br>※介護保険運協と合同開催                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度審議内容の報告 等</li> </ul>                                                                                                                                                     |
|                | 第27回協議会 11月頃                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの公正・中立性の確保に向けた実施状況の報告</li> <li>地域包括支援センター事業計画・報告・評価の報告</li> <li>各区地域包括支援センター運営協議会の審議結果報告</li> <li>第9期計画重点事項の具体的対応の進捗報告</li> <li>次期計画策定に向けた論点（骨子案）の検討 等</li> </ul> |
|                | 第28回協議会 2月頃                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国統一指標に基づく運営状況点検結果報告</li> <li>地域包括支援センター運営方針等案提示</li> <li>第9期計画重点事項の具体的対応の進捗報告</li> <li>次期計画策定に向けた論点のまとめ 等</li> </ul>                                                       |
| 令和8年度<br>（3年目） | 第29回協議会<br>第30回協議会<br>+ 第10期計画策定に向けた検討（計画策定合同会議） |                                                                                                                                                                                                                    |

川崎市介護保険条例（平成12年3月24日条例第25号）

最終改正:令和6年3月28日条例第40号

改正内容:令和6年3月28日条例第40号〔令和6年4月1日〕

○川崎市介護保険条例

平成12年3月24日条例第25号

改正

平成15年3月18日条例第7号  
平成18年3月23日条例第33号  
平成20年3月25日条例第13号  
平成21年3月26日条例第10号  
平成24年3月19日条例第16号  
平成25年10月8日条例第51号  
平成27年3月23日条例第22号  
平成27年7月7日条例第55号  
平成28年3月24日条例第25号  
平成30年3月20日条例第13号  
平成30年6月22日条例第52号  
令和元年6月28日条例第11号  
令和2年6月22日条例第35号  
令和2年12月17日条例第56号  
令和3年3月24日条例第14号  
令和6年3月28日条例第10号  
令和6年3月28日条例第40号

川崎市介護保険条例

（介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会）

第5条 市は、介護保険事業の運営について、専門的な見地から調査審議するとともに、その運営に市民の意見を反映させるため、川崎市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）及び川崎市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括運営協議会」という。）を設置する。

第5条の2 運営協議会は、次条第1項に規定する事項を除き、介護保険事業の運営に関する事項のほか、介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

2 運営協議会は委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (4) 事業者の団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 この条例に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条の3 地域包括運営協議会は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）、法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

2 地域包括運営協議会は委員10人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (3) 事業者の団体の代表者
- (4) 被保険者
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 地域包括運営協議会の下部組織として、各区に区地域包括支援センター運営協議会（以下「区地域包括運営協議会」という。）を置く。

4 区地域包括運営協議会は、当該区における地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項並びに法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項について調査審議する。

5 区地域包括運営協議会は委員8人以内で組織し、委員は第2項各号に掲げる者のうちから、地域包括運営協議会の意見を聴いて、市長が委嘱する。

6 この条例に定めるもののほか、地域包括運営協議会及び区地域包括運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

---

○川崎市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日規則第58号

改正

平成17年12月28日規則第137号  
平成18年3月31日規則第63号  
平成19年3月30日規則第46号  
平成21年4月28日規則第44号  
平成24年3月30日規則第31号  
平成27年3月31日規則第37号

川崎市介護保険運営協議会規則

（会長及び副会長）

第3条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 運営協議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第5条 運営協議会に地域密着型サービス等部会を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項本文の指定に関すること。

（2）法第42条の2第4項の規定により市が定める地域密着型介護サービス費の額に関すること。

（3）法第54条の2第1項本文の指定に関すること。

（4）法第54条の2第4項の規定により市が定める地域密着型介護予防サービス費の額に関すること。

（5）法第78条の4第1項、第2項及び第5項の規定により市が定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準、当該従業者の員数並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。

（6）法第115条の14第1項、第2項及び第5項の規定により市が定める指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、当該従業者の員数、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。

（7）法第70条第6項の意見に関すること。

2 部会に属すべき委員は、運営協議会の委員のうちから会長が運営協議会に諮って指名するものとする。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第6条 運営協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

---

最終改正:

改正内容:平成27年3月31日規則第34号 [平成27年4月1日]

|                                          |  |                  |
|------------------------------------------|--|------------------|
| ○川崎市地域包括支援センター運営協議会規則                    |  | 平成27年3月31日規則第34号 |
| 川崎市地域包括支援センター運営協議会規則                     |  |                  |
| (会長及び副会長)                                |  |                  |
| 第3条 地域包括運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。 |  |                  |
| 2 会長は、会務を総理し、地域包括運営協議会を代表する。             |  |                  |
| 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。     |  |                  |
| (庶務)                                     |  |                  |
| 第5条 地域包括運営協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。         |  |                  |

川 崎 市 介 護 保 険 運 営 協 議 会  
地域密着型サービス等部会（第 66-67 回）報告

1 日時：第 66 回 令和 6 年 2 月 15 日(木) 第 67 回 令和 6 年 5 月 16 日(木)

2 議題

(1) 令和 5 年度第 4 回及び令和 6 年度第 1 回地域密着型（介護予防）サービスの内定について

- 介護保険サービス事業者から地域密着型サービスの新規開設に向けた内定申請があったことから、事業者からの申請内容等について説明の上、御審議いただき、内定を行うことについて御了承いただきました。

<申請状況と審議結果>

(令和 6 年 7 月 1 日までの開設分)

| サービス種類           | 申請法人数 | 申請件数  | 内定数   |
|------------------|-------|-------|-------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1 法人  | 1 事業所 | 1 事業所 |
| 地域密着型通所介護        | 2 法人  | 2 事業所 | 2 事業所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護    | 1 法人  | 1 事業所 | 1 事業所 |

(2) 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定・更新・休止・廃止等について

- 令和 5 年 12 月から令和 6 年 5 月の期間において新たに指定を行った事業所について報告しました。
- 令和 5 年 12 月から令和 6 年 5 月の期間において指定更新を行った事業所、及び、令和 5 年 12 月から令和 6 年 8 月の期間において指定更新を行う予定である事業所について報告しました。
- 令和 5 年 11 月から令和 6 年 4 月の期間において、休止及び廃止の届出があった事業所について報告しました。

(3) その他必要事項について

- （介護予防）認知症対応型共同生活介護内定事由の変更（開設年月日の変更）について報告しました。
- 川崎市内の地域密着型サービスにおける「3 か月ルール（※）」について、本市介護保険被保険者資格を保持したまま、市外施設に入所している場合は、本ルールを適応しないことを御審議いただき、御了承いただきました。

※認知症対応型共同生活介護等において、市民の適切な利用を確保することを目的とし、平成 27 年 4 月 1 日から、「川崎市内に住民登録後、居住し始めてから 3 か月以上経過する川崎市の被保険者が利用することとする」という内容を「川崎市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の市町村の同意に係る手続等に関する要綱」において定めたものです。

## 指定介護予防支援事業者の指定について

### 1 概要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省省令第16号）第7条により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けることができるようになりました。

なお、介護保険法においては、市町村長が指定介護予防支援事業者の指定を行うにあたっては、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと定められています。（参考：下記2（3））

そうしたことを踏まえ、本市では、指定申請の前に内定申請の受付を行った上で、川崎市介護保険条例の規定に基づき、川崎市地域包括支援センター運営協議会にてお諮りした後に、指定申請の受付や指定手続きを行うこととしています。（参考：下記2（5）のとおり）

今回は、令和6年9月1日から12月1日までの指定についてお諮りするもので、内定申請のあった事業所は別紙のとおりです。

<今後のスケジュール（予定）>

| 地域包括支援センター運営協議会開催日 | 指定予定日                      |
|--------------------|----------------------------|
| 令和6年5月             | 令和6年6月1日、7月1日、8月1日         |
| 令和6年7月             | 令和6年9月1日、10月1日、11月1日、12月1日 |
| 令和6年11月            | 令和7年1月1日、2月1日、3月1日、4月1日    |
| 令和7年2月             | 令和7年5月1日、6月1日、7月1日、8月1日    |
| 令和7年7月             | 令和7年9月1日、10月1日、11月1日、12月1日 |
| 令和7年11月            | 令和8年1月1日、2月1日、3月1日、4月1日    |

※上記のうち、地域包括支援センター運営協議会の開催については現時点の予定であり、前後することがあります。

### 2 法的位置づけ・指定基準（参考）

#### （1）介護保険法第58条第1項

指定介護予防支援は、市町村長が指定する指定介護予防支援事業者によって行われる。

#### （2）介護保険法第115条の22第1項

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行う。

【二重線の箇所は、令和6年4月1日付で改定】

#### （3）介護保険法第115条の22第4項

介護予防支援事業者の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### （4）介護保険法第115条の31

指定は6年ごとにその更新を行わなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

#### （5）川崎市介護保険条例第5条の3

川崎市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項、法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

【指定基準（概要）】

| 施設区分 | 地域包括支援センター |                                                                                                                                                                                                          | 居宅介護支援事業者                                                                                                                                         |
|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人員基準 | 管理者        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに配置すること。</li> <li>・常勤専従であること。</li> <li>・管理に支障がない場合は、当該事業所の管理者以外の職務、又は<u>当該地域包括支援センター</u>の職務に従事可能</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに配置すること。</li> <li>・常勤専従であること。</li> <li>・管理に支障がない場合は、当該事業所の管理者以外の職務、又は<u>他の事業所</u>の職務に従事可能</li> </ul> |
|      | 従業者        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに配置すること。</li> <li>・1人以上必要数の介護予防支援担当職員（①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事のいずれか）を置くこと。</li> <li>・当該地域包括支援センターの職員等と兼務可能</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置くこと。</li> <li>・居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務可能</li> </ul>                     |
| 設備基準 | 設備及び備品等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な広さの区画を有すること。</li> <li>・必要な設備及び備品等を備えること。</li> </ul>                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記と同様</li> </ul>                                                                                          |

※指定とは… 事業者あるいは施設が、法の定める施設・人員基準を満たしているか否かをチェックする確認行為で、行政の裁量権は狭く基準を満たしていれば指定を拒否することはできない。指定を受けることで介護保険制度の仕組みに乗ることができる。

※ 介護予防支援とは… 介護予防ケアマネジメントのこと。在宅の要支援者がサービスを適切に利用することができるよう、地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成し、サービス提供の確保のために連絡調整その他の便宜を行うこと。



# 指定介護予防支援に係る内定申請のあった居宅介護支援事業所の一覧

(令和6年9月1日、10月1日、11月1日、12月1日の指定予定分)

|   | 法人名       | 既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所番号 | 既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所名 | 事業所所在地                          | 通常の実施地域                          | 事業開始日<br>(居宅介護支援) | 指定予定日<br>(介護予防支援) | 人員配置    |    | 設備及び備品等                                             | 給付管理件数※ | 地域包括支援センターからの受託件数※ |
|---|-----------|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------|---------|----|-----------------------------------------------------|---------|--------------------|
|   |           |                           |                          |                                 |                                  |                   |                   |         |    |                                                     |         |                    |
| 1 | 社会福祉法人奉優会 | 1475302228                | 久末居宅介護支援センター             | 川崎市高津区東野川2-33-7<br>コーポ吉澤2F      | 高津区、宮前区<br>※一部地域についてはお問い合わせください。 | 平成26年10月1日        | 令和6年9月1日          | 管理者     | 1名 | ・事務室<br>・相談室<br>・手指を洗浄するための設備等感染予防に必要な設備<br>・鍵付きの書庫 | 122     | 10                 |
|   |           |                           |                          |                                 |                                  |                   |                   | 介護支援専門員 | 3名 |                                                     |         |                    |
| 2 | 医療法人社団恒春会 | 1475003305                | 馬嶋病院居宅介護支援事業所            | 川崎市川崎区日進町24番地15<br>ビバース日進町609号室 | 川崎区、幸区、横浜市鶴見区<br>※幸区、鶴見区は一部地域    | 平成26年10月1日        | 令和6年11月1日         | 管理者     | 1名 |                                                     | 32      | 8                  |
|   |           |                           |                          |                                 |                                  |                   |                   | 介護支援専門員 | 2名 |                                                     |         |                    |

※令和6年4月提供分の実績  
(川崎市の被保険者のみ)

(参考)

## 指定介護予防支援に係る申請一覧

(令和6年6月1日、7月1日、8月1日の指定分(予定含む))

|   | 法人名            | 既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所番号 | 既に指定を受けている居宅介護支援事業所の事業所名 | 事業所所在地                     | 通常の実施地域                                    | 事業開始日<br>(居宅介護支援) | 指定予定日<br>(介護予防支援) | 人員配置    |                   | 設備及び備品等                                              | 給付管理件数※                                              | 地域包括支援センターからの受託件数※   |  |                                                      |     |
|---|----------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|---------|-------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------|--|------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 株式会社ラナンキュラス    | 1475203301                | 居宅介護支援事業所Tulip           | 川崎市中原区上丸子八幡町596メイアパート102号  | 川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、東京都大田区、目黒区※川崎区、高津区は一部地域 | 令和5年8月1日          | 令和6年7月1日          | 管理者     | 1名<br>(主任介護支援専門員) | ・事務室<br>・相談室<br>・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備<br>・鍵付きの書庫 | 30                                                   | 9                    |  |                                                      |     |
|   |                |                           |                          |                            |                                            |                   |                   | 介護支援専門員 | 1名                |                                                      |                                                      |                      |  |                                                      |     |
| 2 | 合同会社 BLUE BLUE | 1475004642                | 居宅介護支援事業所<br>BLUE BLUE   | 川崎市川崎区京町2ー8ー16             | 川崎区、幸区、中原区、横浜市鶴見区                          | 令和6年4月1日          | 令和6年6月1日          | 管理者     | 1名<br>(主任介護支援専門員) |                                                      | ・事務室<br>・相談室<br>・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備<br>・鍵付きの書庫 | 令和6年4月1日新規指定のため実績なし。 |  |                                                      |     |
|   |                |                           |                          |                            |                                            |                   |                   | 介護支援専門員 | 1名                |                                                      |                                                      |                      |  |                                                      |     |
| 3 | 生活クラブ生活協同組合    | 1475100028                | 生活リハビリクラブ幸               | 川崎市幸区南幸町2ー4ー2<br>ビクセル川崎101 | 川崎区、幸区                                     | 平成11年9月1日         | 令和6年7月1日          | 管理者     | 1名<br>(主任介護支援専門員) |                                                      |                                                      |                      |  | ・事務室<br>・相談室<br>・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備<br>・鍵付きの書庫 | 116 |
|   |                |                           |                          |                            |                                            |                   |                   | 介護支援専門員 | 5名                |                                                      |                                                      |                      |  |                                                      |     |

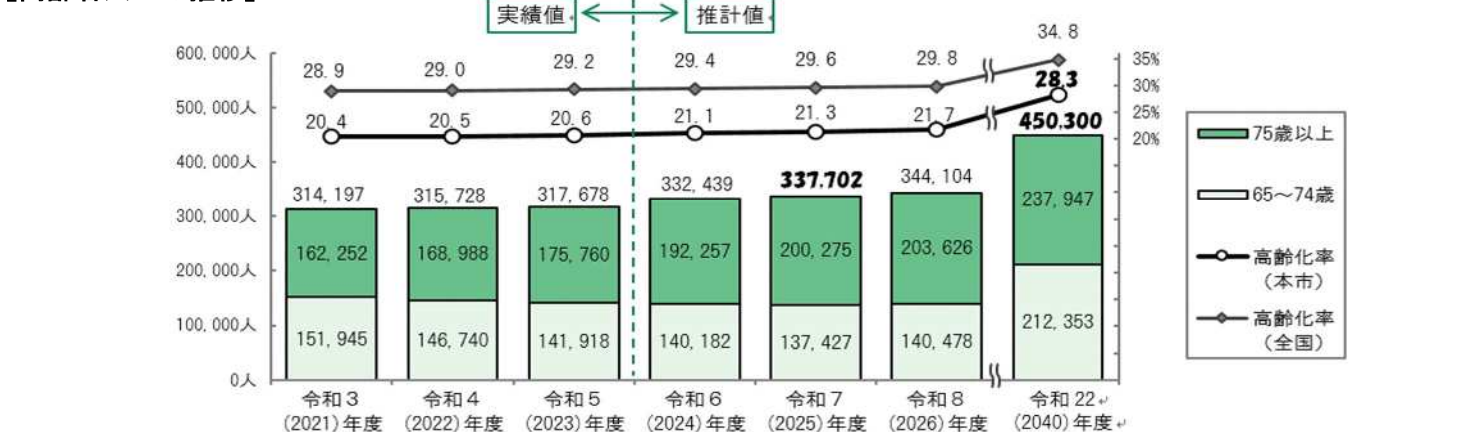
※令和6年3月提供分の実績

1 計画策定の趣旨と位置づけ

- ①本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定する3か年の計画です。「川崎らしい都市型の地域居住の実現」を目指し持続可能な高齢者施策を展開するための総合的な計画としています。
- ②「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法に基づき高齢者施策に関する全般を定め、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき介護保険給付サービスの見込量や保険料等を定めます。
- ③本計画は、令和6年度から8年度の3年間を計画期間とし、期間内に団塊の世代が75歳以上となる2025年を具体的に迎えること、また、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、中長期的な視点にたって計画を策定します。

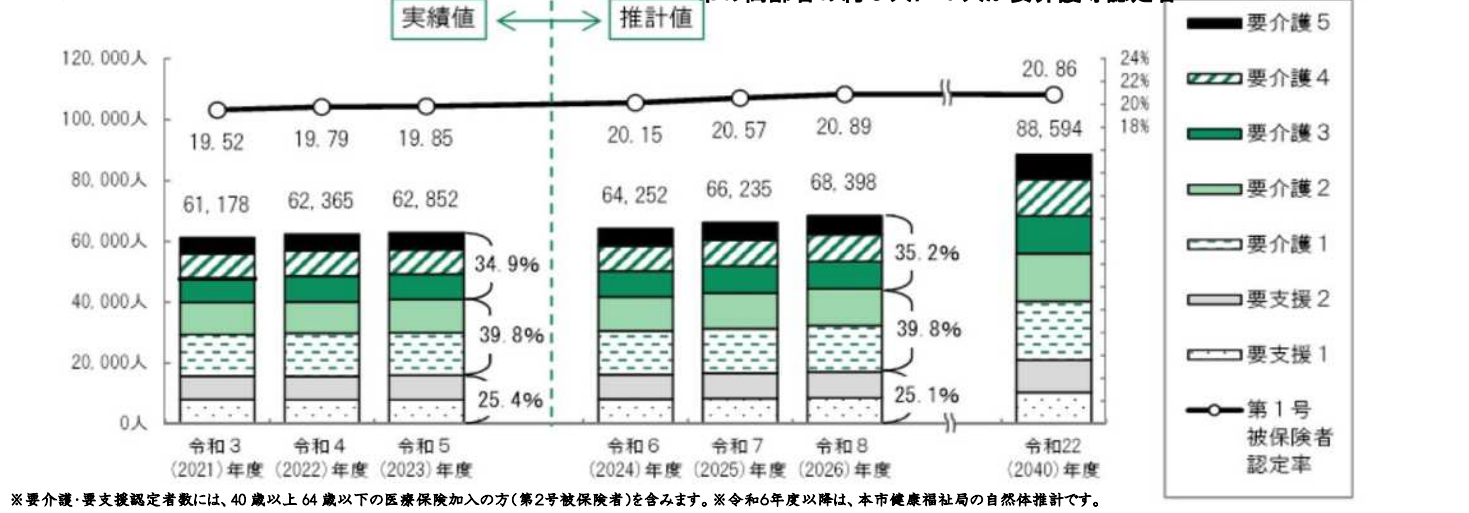
2 本市の高齢者の状況

【高齢者人口の推移】



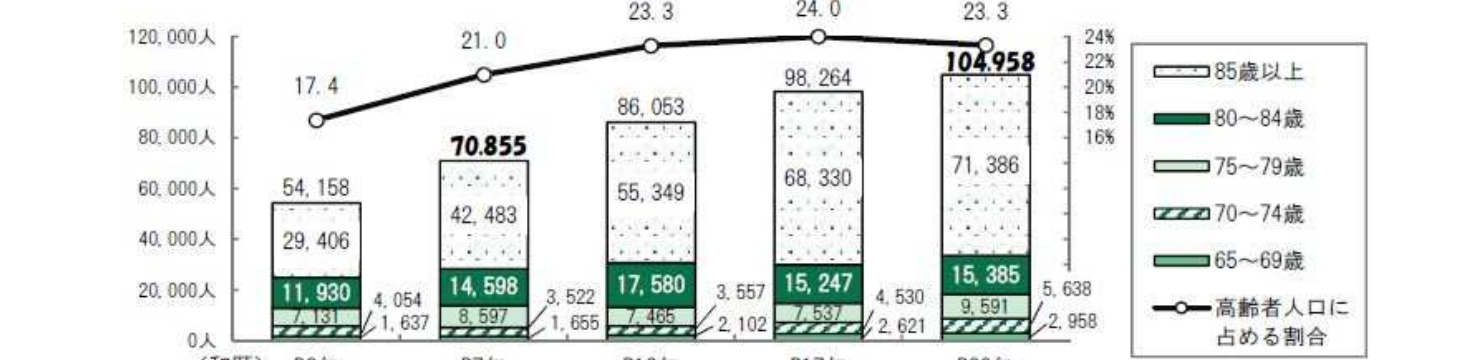
※令和3、4年度の人口は、「川崎市年齢別人口」による数字、令和5年度以降の人口は、令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」をもとに推計を行っています。全国の高齢化率は、令和3、4年度は「人口推計」(総務省)の確定値、令和5年度以降は、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から引用しています。

【要介護・要支援認定者数の推移】



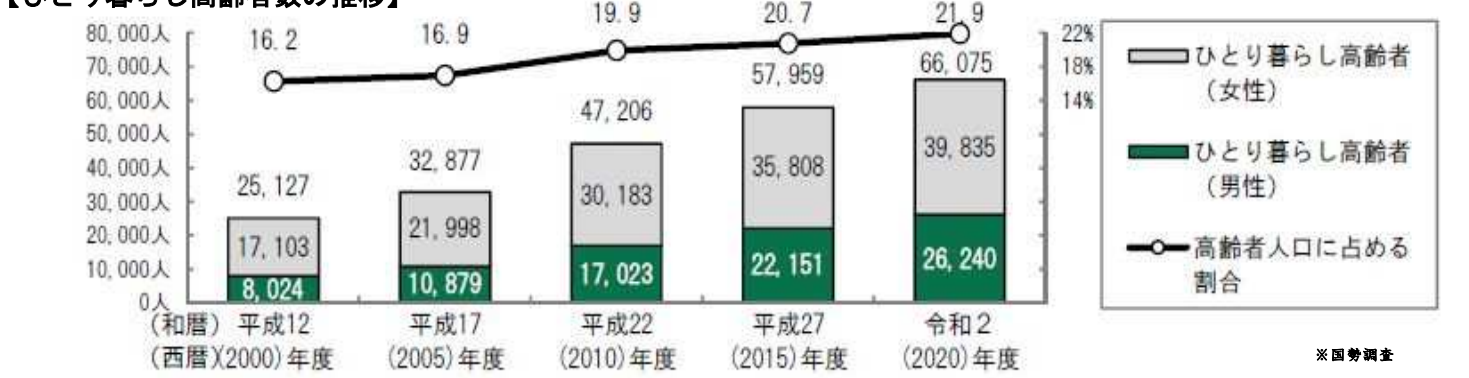
※要介護・要支援認定者数には、40歳以上64歳以下の医療保険加入の方(第2号被保険者)を含みます。※令和6年度以降は、本市健康福祉局の自然体推計です。

【認知症高齢者数の推移】



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計」から作成しています。この推計は、令和2年国勢調査をベースに、令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したものです。認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれません。

【ひとり暮らし高齢者数の推移】



3 第8期計画の主な取組結果

取組Ⅰ いきがい・介護予防施策等の推進

- 高齢期の健康や生活の状態は、生活習慣病が大きく関わることから、健康づくりと介護予防を一体的に推進しました。
- シニア向けパソコン、スマホ講座について、高齢者がITに慣れ親しむ機会を広げるため実施数を増やしました。
- 高齢者特別乗車証・高齢者フリーパスのICカード化を実施し、持続可能な制度への再構築に取り組みました。

取組Ⅱ 地域のネットワークづくりの強化

- 民生委員児童委員の協力のもと、高齢者生活状況調査を実施し、ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実を図りました。
- 地域ケア圏域(44圏域)を設定し、圏域ごとの地区カルテを整備するなど、区役所を中心とした地域マネジメントの取組を推進しました。
- 相談の増加に対応するための地域包括支援センターの運営の安定化、体制整備を推進しました。
- 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止に向けたモデル事業を実施しました。

取組Ⅲ 利用者本位のサービスの提供

- 介護給付の適正化の取組として「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」を実施しました。
- 在宅生活を支える地域密着型サービスの整備を推進しました。
- かわさき健幸福寿Pにおいて表彰式やインセンティブ付与、事例集の作成など取り組みました。また、オンライン申請を導入するとともに、広報について特設サイトによる新たな広報媒体を設置しました。
- 介護人材の確保・定着に向けて、家賃補助など新たな拡充策を実施しました。

取組Ⅳ 医療介護連携・認知症施策等の推進

- 川崎市在宅療養推進協議会を設置し、多職種連携の強化や在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築を進めました。
- 認知症予防の観点から、軽度認知障害スクリーニング事業を実施するとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、居場所づくりや就労支援、相談体制の強化に取り組みました。

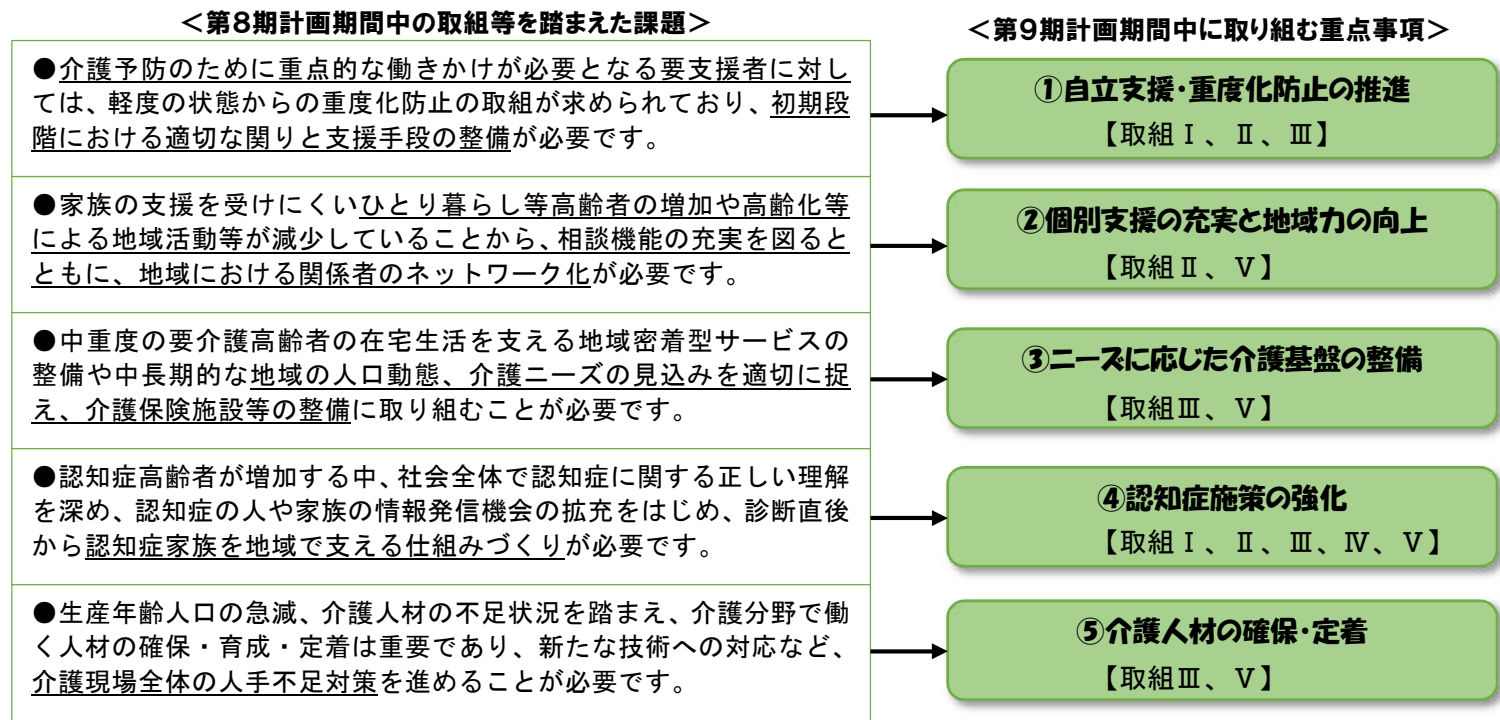
取組Ⅴ 高齢者の多様な居住環境の実現

- 特別養護老人ホームの定員を新規整備380床分増やすとともに、建替え民設化に伴う定員確保として、ショートステイ47床分を本入所へ転換しました。
- 川崎市居住支援協議会にて、「すまいの相談窓口」の利用に関するリーフレットを作成したほか、関係団体との緊密な連携体制を構築しました。



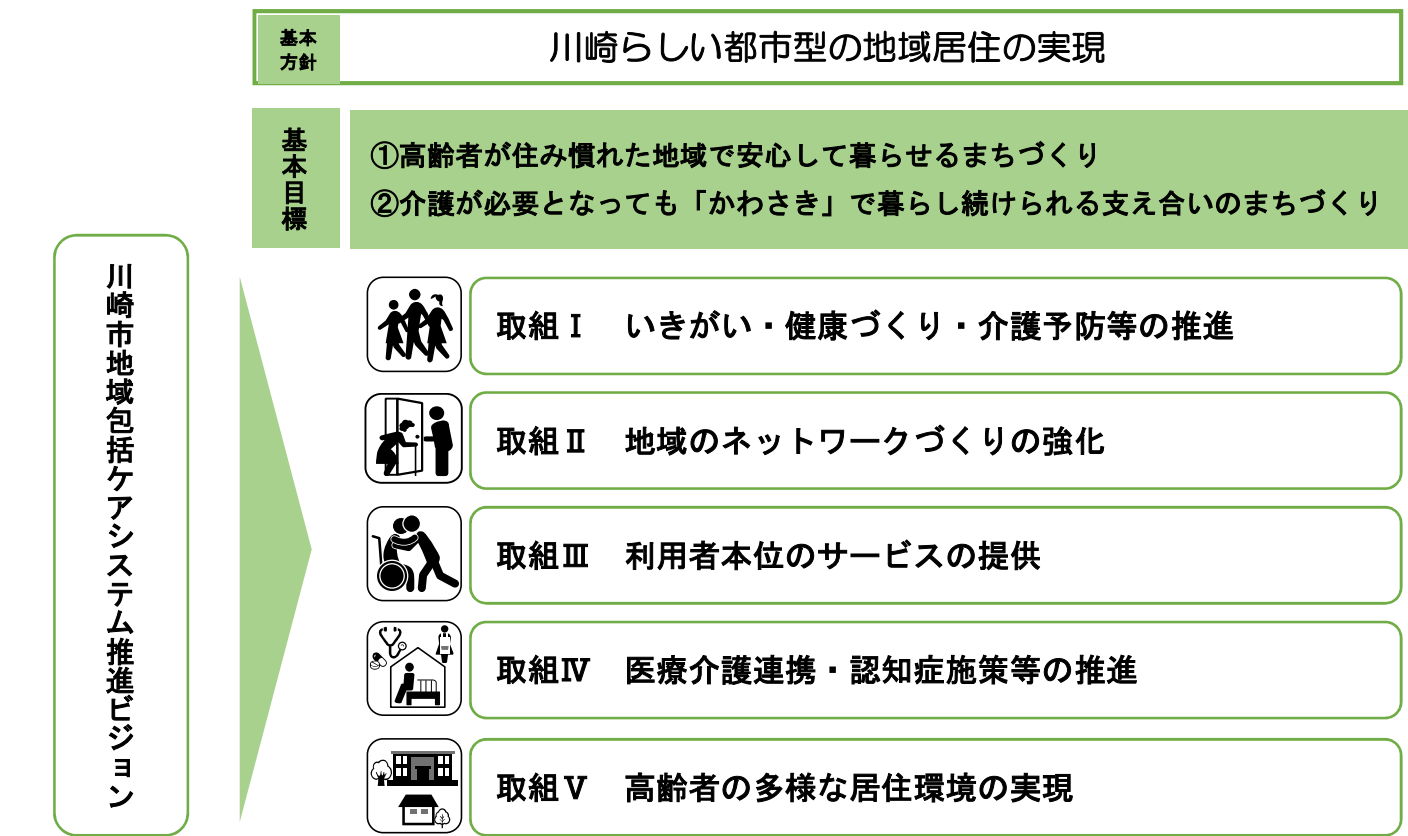
4 第9期計画に向けた課題と重点事項の設定

第8期計画で位置付けた重点事項に加え、第9期からは慢性的な介護人材不足を踏まえて「⑤介護人材の確保・定着」を加えた、5つの重点事項として取組を推進します。



5 第9期計画の基本目標と骨子

第8期計画の基本方針、基本目標及び5つの取組体系を引き継ぎながら、上位概念である「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえ、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」を目指した施策を推進していきます。



# 第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理について

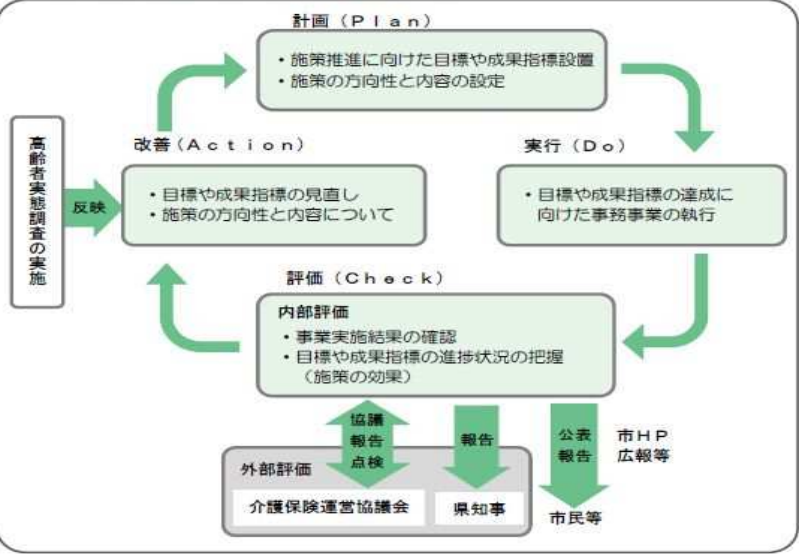
## 1 計画の実施状況の評価・見直し

本市においては、学識経験者、被保険者（市民公募）、地域団体、事業団体、保健・医療・福祉関係団体の代表者等の委員で構成される「川崎市介護保険運営協議会」を平成12（2000）年度に設置し、介護保険事業計画に基づく介護保険事業の実施状況や高齢者保健福祉施策について、分析・評価を行うとともに、課題の検討・協議を行ってきました。

国の第7期計画の基本指針において、市町村介護保険事業計画に新たに「目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表」の項目が定められ、目標を数値化するべきとの考え方が示されました。

成果指標の設定については、川崎市総合計画と一体的に推進する必要があることから、同計画の成果指標と整合が図れるよう、目標値を設定するとともに、成果指標に関する評価については、総合計画の進捗状況の評価に基づき、介護保険運営協議会において、介護保険事業計画の進捗状況の観点からも評価を行っていくこととしています。

【かわさきいきいき長寿プランの進行管理、評価のイメージ】



### 施策の方向性

- i) 主体的な健康づくり・介護予防につながる取組の推進
  - 要介護状態の原因疾患の多くを占める生活習慣病を若いときから予防できるよう、健康に関心が薄い方も含め、誰もが取り組みやすい健康づくり活動を推進していきます。
  - 運動、栄養、社会参加を柱とするフレイル予防や口腔機能の低下および食べる・飲み込む機能の障害を防ぐオーラルフレイル予防などの介護予防に関する取組を推進し、自助・互助の意識の醸成を図ります。
  - 介護予防活動のきっかけの場である「いこい元気広場事業」を充実させていきます。
- ii) 生活習慣病等の早期発見及び予防的取組
  - 特定健診やがん検診等の各種健診の受診勧奨を行い、疾病の早期発見や早期治療につなげます。
  - 糖尿病の重症化を予防するため、受診勧奨や保健指導を実施します。
  - 個別支援の対象者を介護予防事業につなげることや、高齢者の通いの場等でフレイル予防やオーラルフレイル予防の普及啓発を行うことを通して、保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。
- iii) 身近で多様な通いの場の充実
  - 身近な地域で通いの場が活用できるよう、多様な主体による通いの場の活動支援を進めます。
  - 介護予防に関するボランティアや地域活動のリーダーとなる市民などの地域の支え手や担い手の発掘、育成を行います。
- iv) いきがいづくり・社会参加の促進
  - 地域における活動の支援やいきがいづくりの場の提供など高齢者の多様ないきがいづくり、社会活動への参加促進の取組を推進します。
  - 働く意欲のある高齢者の就労支援に取り組みます。
  - ICカード化した高齢者特別乗車証・高齢者フリーパスを活用した外出支援施策を進めていきます。また、利用実績を分析した上で、外出支援のあり方を検討し、持続可能な制度としていきます。

## 2 第9期計画で推進する重点事項

「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」「介護が必要となっても『かわさき』で暮らし続けられる支え合いのまちづくり」を基本目標とし、第8期計画で位置付けた重点事項に加え、第9期では、慢性的な介護人材不足を踏まえて「⑤介護人材の確保・定着」を加えた、以下の5点を重点事項として取り組みます。

- ① 自立支援・重度化防止の推進【取組Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】
- ② 個別支援の充実と地域力の向上【取組Ⅱ、Ⅴ】
- ③ ニーズに応じた介護基盤の整備【取組Ⅲ、Ⅴ】
- ④ 認知症施策の強化【取組Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ】
- ⑤ 介護人材の確保・定着【取組Ⅲ、Ⅴ】

## 3 各施策の方向性について

|                                |                                                                                                                 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組Ⅰ<br>いきがい・健康づくり・<br>介護予防等の推進 | i) 主体的な健康づくり・介護予防につながる取組の推進<br>ii) 生活習慣病等の早期発見及び予防的取組<br>iii) 身近で多様な通いの場の充実<br>iv) いきがいづくり・社会参加の促進              |
| 取組Ⅱ<br>地域のネットワークづ<br>くりの強化     | i) 地域のネットワークづくりの推進<br>ii) 相談支援体制の整備<br>iii) ひとり暮らし等高齢者の支援の推進<br>iv) 要支援者等の介護予防・重度化防止                            |
| 取組Ⅲ<br>利用者本位のサービ<br>スの提供       | i) 介護保険サービス等の着実な提供<br>ii) 地域密着型サービスの取組強化<br>iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進<br>iv) 介護人材の確保と定着の支援<br>v) ウェルフェアイノベーションとの連携 |
| 取組Ⅳ<br>医療介護連携・認知症施<br>策等の推進    | i) 在宅医療・介護連携の推進<br>ii) 認知症施策の推進                                                                                 |
| 取組Ⅴ<br>高齢者の多様な居住環<br>境の実現      | i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保<br>ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備<br>iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築                        |



令和6年度 第9期計画の取組状況一覧

1. 目標を大きく上回って達成  
2. 目標を上回って達成  
3. ほぼ目標どおり
4. 目標を下回った  
5. 目標を大きく下回った

令和6年7月31日時点

| 施策の柱                       | 施策の方向性                      |                                                                                                                                                                                                                               | 成果指標                                                | R6目標      | R6実績 | R6年度の達成度 | 取組内容の実績等（☆新規の取組内容） |
|----------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------|------|----------|--------------------|
| 取組Ⅰ<br>いきがい・健康づくり・介護予防等の推進 | i) 主体的な健康づくり・介護予防につながる取組の推進 | ●要介護状態の原因疾患の多くを占める生活習慣病を若いときから予防できるよう、健康に関心が薄い方も含め、誰もが取組やすい健康づくり活動を推進します。<br><br>●運動、栄養、社会参加を柱とするフレイル予防や口腔機能の低下および食べる・飲み込む機能の障害を防ぐオーラルフレイル予防など介護予防に関する取組を推進し、自助・互助の意識の醸成を図ります。<br><br>●介護予防活動のきっかけの場である「いきい元気広場事業」を充実させていきます。 | 1 いこい元気広場事業終了後に介護予防活動を継続している者の割合                    | 98%       |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 2 いこい元気広場事業の実施回数                                    | 2,777回    |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 3 いこい元気広場事業の実施場所                                    | 61か所      |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 4 各区における地区カルテ等の活用による住民との対話の機会                       | 44か所      |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 5 20歯以上の自分の歯がある人（8020達成者）の割合の増加<br>※高齢者実態調査実施年度のみ記入 | —         |      |          |                    |
|                            | ii) 生活習慣病等の早期発見及び予防的取組      | ●特定健診やがん検診等の各種健診の受診勧奨を行い、疾病の早期発見や早期治療につなげます。<br>●糖尿病の重症化を予防するため、受診勧奨や保健指導を実施します。<br>●個別支援の対象を介護予防につなげることや、高齢者の通いの場等でフレイル予防やオーラルフレイル予防の普及啓発を行うことを通して、保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。                                                   | 1 生活習慣病重症化予防事業対象者への受診勧奨率                            | 100%      |      |          | 調整中                |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 2 訪問等での相談指導や通いの場での健康教育の手法の構築                        | 44か所      |      |          |                    |
|                            | iii) 身近で多様な通いの場の充実          | ●身近で通いの場が活用できるよう、多様な主体による通いの場の活動支援を進めます。<br><br>●介護予防に関するボランティアや地域活動のリーダーとなる市民などの地域の支え手や担い手の発掘、育成を行います。                                                                                                                       | 1 地域介護予防活動支援事業の実施回数                                 | 524回      |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 2 地域介護予防活動支援事業の参加者数                                 | 10,437人   |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 3 多様な主体による「通いの場」への参加者数                              | 12,000人   |      |          |                    |
|                            | iv) いきがいづくり・社会参加の取組         | ●地域における活動の支援やいきがいつくりの場の提供など高齢者の多様ないきがいつくり、社会活動への参加促進の取組を推進します。<br><br>●働く意欲のある高齢者の就労支援に取り組みます。<br><br>●ＩＣカード化した高齢者特別乗車証・高齢者フリーパスを活用した外出支援施策を進めていきます。また、利用実績を分析した上で、外出支援のあり方を検討し、持続可能な制度としていきます。                               | 1 シニア向けパソコン・スマホ講座実績                                 | 事業継続（81人） |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 2 老人クラブ数                                            | 事業継続（446） |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 3 収入が伴う仕事をしている高齢者の割合<br>※高齢者実態調査実施年度のみ記入            | —         |      |          |                    |
|                            |                             |                                                                                                                                                                                                                               | 4 いこいの家及びいきいきセンター利用者数                               | 867,000人  |      |          |                    |

令和6年度 第9期計画の取組状況一覧

1. 目標を大きく上回って達成  
2. 目標を上回って達成  
3. ほぼ目標どおり
4. 目標を下回った  
5. 目標を大きく下回った

令和6年7月31日時点

| 施策の柱                   | 施策の方向性                |                                                                                                                                                                                    | 成果指標 |                               | R6目標   | R6実績 | R6年度の達成度 | 取組内容の実績等（☆新規の取組内容） |
|------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------|--------|------|----------|--------------------|
| 取組Ⅱ<br>地域のネットワークづくりの強化 | i) 地域のネットワークづくりの推進    | ●市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域特性に応じた見守りネットワークづくりを進めます。                                                                                                                                 | 1    | 地域見守りネットワーク事業協力民間事業者数         | 81か所以上 |      |          |                    |
|                        |                       | ●地域ケア会議を活用した地域包括支援ネットワークの構築や、権利擁護支援地域ネットワークの構築など、相談機関等による相談支援ネットワークの充実に向けた取組を進めます。                                                                                                 | 2    | 地域ケア会議の開催件数                   | 550回以上 |      |          |                    |
|                        | ii) 相談支援体制の整備         | ●相談ニーズに対応するための地域包括支援センター等の更なる体制整備に取り組みます。<br><br>●総合リハビリテーション推進センター等による支援者支援の機能等を検証し、更なる機能充実に向けた検討を進めます。<br><br>●養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化を図ります。<br><br>●包括的な相談支援を推進します。 | 1    | 高齢者人口1500人当たりの地域包括支援センター職員配置数 | 1.0人以上 |      |          | 調整中                |
|                        | iii) ひとり暮らし等高齢者の支援の推進 | ●ひとり暮らし等高齢者の増加を見据えた対策を進めます。                                                                                                                                                        | 1    | ひとり暮らし等高齢者生活状況調査件数            | 77000件 |      |          |                    |
|                        | iv) 要支援者等の介護予防・重度化防止  | ●要支援者等の初期相談を充実するため、地域リハビリテーション支援拠点の体制充実と、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所への生活支援コーディネーター配置を進めます。                                                                                                  | 1    | 自立支援型サービスの提供件数                | 735件   |      |          |                    |
|                        |                       | ●要支援者等の介護予防・重度化防止に資する自立支援型サービスの整備を進めます。（新規の介護予防サービス等利用者の2割程度の利用を目標とする（令和8年度））<br><br>●要支援者等の参加・活動等を支える地域資源の充実策及び資源につなぐ機能の整備を進めます。                                                  | 2    | 小地域における生活支援体制整備事業委託事業者数       | 28か所   |      |          |                    |

令和6年度 第9期計画の取組状況一覧

1. 目標を大きく上回って達成  
2. 目標を上回って達成  
3. ほぼ目標どおり
4. 目標を下回った  
5. 目標を大きく下回った

令和6年7月31日時点

| 施策の柱                 | 施策の方向性                 |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 成果指標                               | R6目標             | R6実績 | R6年度の達成度 | 取組内容の実績等（☆新規の取組内容） |
|----------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------|------|----------|--------------------|
| 取組Ⅲ<br>利用者本位のサービスの提供 | i) 介護保険サービス等の着実な提供     | ●制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、要介護・要支援高齢者等が地域で生活続けるために必要なサービスを提供します。<br><br>●総合事業について、早期に要支援者等の状態に応じた適切なサービスが提供される体制の構築に向けた取組を進めます。<br><br>●適切なケアマネジメント手法の普及・定着を図ります。                                                                                                       | 1 要介護認定の適正化                        | 認定調査点検（委託分）の全件実施 |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 ケアプラン等点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査    | 年間630件実施         |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3 医療情報との 突合・縦覧点検                   | 委託（国保連合会）にて実施    |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 4 総合事業について、個別事例単位の検証を委託により開始する     | 実施               |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 5 ケアマネ連絡会との意見交換会の実施                | 2回以上             |      |          |                    |
|                      | ii) 地域密着型サービスの取組強化     | ●中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるための取組を進めます。<br><br>●引き続き、地域密着型サービスの拡充を図るため、事業所の参入促進の取組や地域医療介護総合確保基金を活用した整備に向けた取組を進めます。<br><br>●地域密着型サービスの利用機会の拡大等の取組として、広域利用に関する事前同意について、協議・検討を進めます。<br><br>●認知症の人がその環境に応じて地域の見守り等の支援を受けながら生活し続けることができるよう、認知症高齢者グループホームに対する利用継続に向けた取組を進めます。 | 1 主な地域密着型サービスの延べ利用者数               | 26,832人          |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備              | 32か所             |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3 小規模多機能型居宅介護の整備                   | 50か所             |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 4 看護小規模多機能型居宅介護の整備                 | 24か所             |      |          |                    |
|                      | iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進 | ●更なる普及啓発を実施するとともに、新たな評価手法での取組の実施等に向けて検討を行い、検討結果に基づいた取組を実施します。                                                                                                                                                                                                   | 1 かわさき健幸福寿プロジェクト参加者数               | 468人以上           |      |          | 調整中                |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 かわさき健幸福寿プロジェクト参加事業所数             | 375か所以上          |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3 プロジェクト参加者の要介護度改善率                | 17%以上            |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 4 プロジェクト参加者の要介護度維持率                | 65%以上            |      |          |                    |
|                      | iv) 介護人材の確保と定着の支援      | ●要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる中で、若い世代に介護の魅力を発信し、イメージアップを図ります。<br><br>●地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上を推進します。<br><br>●外国人介護人材定着に向けた環境整備及び介護ロボットの導入支援に取り組みます。<br><br>●介護離職を防止する観点から、仕事と介護の両立支援に取り組みます。<br><br>●ICTを活用した認定事務の効率化や効果的な認定審査会を図ります。              | 1 介護人材の不足感<br>※高齢者実態調査実施年度のみ記入     | —                |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 就職相談会                            | 300人             |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3 介護人材マッチング・定着支援事業                 | 事業継続<br>96人以上    |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 4 訪問看護師養成講習会                       | 事業継続<br>(26人)    |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 5 普及啓発イベント参加者数                     | 350人以上           |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 6 研修受講者への補助の実施<br>(初任者研修修了者)       | 14人以上            |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 7 研修受講者への補助の実施<br>(実務者研修修了者)       | 22人以上            |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 8 メンタルヘルス相談窓口                      | 60人以上            |      |          |                    |
|                      |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                 | 9 総合研修センターにおける階層別研修の実施によるキャリアアップ支援 | 80回以上            |      |          |                    |



令和6年度 第9期計画の取組状況一覧

1. 目標を大きく上回って達成  
2. 目標を上回って達成  
3. ほぼ目標どおり
4. 目標を下回った  
5. 目標を大きく下回った

令和6年7月31日時点

| 施策の柱                    |                 | 施策の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   | 成果指標                          |        | R6目標 | R6実績 | R6年度の達成度 | 取組内容の実績等（☆新規の取組内容） |  |
|-------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------|--------|------|------|----------|--------------------|--|
| 取組Ⅳ<br>医療介護連携・認知症施策等の推進 | i) 在宅医療・介護連携の推進 | <p>●本市の実情に応じた医療と介護の連携を推進するため、引き続き川崎市在宅療養推進協議会及び各区在宅療養推進協議会における取組を推進します。また、入退院支援の重要性が高まっていることを踏まえ、「川崎市入退院支援ガイドブック」を活用した研修を実施します。</p> <p>●日常の療養支援体制の充実を図るため、川崎市在宅療養推進協議会及び各区在宅療養推進協議会による多職種連携のあり方について協議を行うとともに、地域リハビリテーションの取組による専門的な支援体制の強化を推進します。</p> <p>●住み慣れた地域や自ら望む場で最期を迎えることができるよう、看取りの提供体制のあり方について検討します。</p> | 1 | 川崎市在宅療養推進協議会の開催回数             | 3回     |      |      |          | 調整中                |  |
|                         |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2 | 「在宅チーム医療を担う地域リーダー研修」の受講人数（累計） | 1,600人 |      |      |          |                    |  |
|                         |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 3 | 医療・介護関係者の相談支援機能の充実            | 取組推進   |      |      |          |                    |  |
|                         | ii) 認知症施策の推進    | <p>●認知症サポーター養成講座等を引き続き実施するとともに、認知症サポーターを中心とする支援者をつなぐ仕組みづくり（チームオレンジ）を推進します。</p> <p>●認知症予防の取組として、軽度認知障害（MCI）スクリーニング事業を継続して実施していき、認知症地域支援推進員を中心とした参加者のフォローアップと早期発見・対応の取組を推進していきます。</p> <p>●認知症の診断直後から、認知症の人と家族を地域で支える取組を進めます。</p> <p>●認知症の人の社会参加を支援していくための、活動の場を推進していきます。</p>                                       | 1 | 認知症サポーター養成者数                  | 8,000人 |      |      |          |                    |  |
|                         |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2 | 軽度認知障害（MCI）スクリーニング事業参加者数      | 400人   |      |      |          |                    |  |

令和6年度 第9期計画の取組状況一覧

1. 目標を大きく上回って達成  
2. 目標を上回って達成  
3. ほぼ目標どおり
4. 目標を下回った  
5. 目標を大きく下回った

令和6年7月31日時点

| 施策の柱                  | 施策の方向性                      |                                                                                                                                                                                                                                    | 成果指標                               | R6目標             | R6実績 | R6年度の達成度 | 取組内容の実績等（☆新規の取組内容） |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------|------|----------|--------------------|
| 取組Ⅴ<br>高齢者の多様な居住環境の実現 | i）高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保      | ●高齢者の居住ニーズや地域特性に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給誘導を図ります。<br><br>●相談窓口のより効果的な体制を構築するとともに、住まいや住まい方の選択や決定を支援するツールの作成や情報発信を行います。                                                                                                                    | 1 サービス付き高齢者向け住宅（累計）                | 事業継続<br>(1,999戸) |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 2 高齢者向け有料賃貸住宅（累計）                  | 事業継続<br>(190戸)   |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 3 シルバーハウジング（累計）                    | 事業継続<br>(1,193戸) |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 4 福祉住宅（累計）                         | 事業継続<br>(108戸)   |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 5 軽費老人ホーム（累計）                      | 事業継続<br>(264人)   |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 6 養護老人ホーム（累計）                      | 事業継続<br>(190人)   |      |          |                    |
|                       | ii）在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備 | ●特別養護老人ホームに、医療的ケアが必要な要介護高齢者、高齢障害者等の受け入れを推進するとともに、老朽化施設の再編整備に取り組みます。<br><br>●引き続き、介護施設等の量的拡充と介護サービスの質の向上を図るため、地域医療介護総総合確保基金を活用した整備に向けた取組を進めます。<br><br>●慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、介護医療院の整備等を進めます。<br><br>●介護離職防止に向けた取組、災害及び感染症に対する取組を進めます。 | 1 特別養護老人ホームの入居定員数（累計）              | 5,361床           |      |          | 調整中                |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 2 介護老人保健施設の入所定員数（累計）               | 2,281床           |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 3 介護医療院の入所定員数（累計）                  | 0床               |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 4 認知症高齢者グループホームの入居定員数（累計）          | 2761件以上          |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 5 介護付有料老人ホームの入居定員数（累計）             | 8,028床           |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 6 住宅型有料老人ホームの入居定員数（累計）             | 3,713人           |      |          |                    |
|                       | iii）居住の安定確保に向けたセーフティネットの構築  | ●居住支援協議会を適切に運営して、取組等について情報発信するとともに、住宅確保要配慮者への支援のあり方を検討します。<br><br>●市有地を活用するなどして、社会福祉施設等の整備を促進します。                                                                                                                                  | 1 住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 | 500件以上           |      |          |                    |
|                       |                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 2 入居手続の同行等支援                       | 12件              |      |          |                    |

## 議論用資料



### (1) 介護報酬改定

令和 6 年度介護報酬改定において、マイナス改定となったサービスへの影響 等

### (2) 第10期計画に向けて検討が進められる事項（『介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）』より抜粋）

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業関係

##### 軽度者の生活支援等（※要介護 1・2 の生活支援等の介護予防・日常生活支援総合事業への移行）

⇒現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。

##### 総合事業の多様なサービスの充実

⇒第 9 期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。

#### ②ケアマネジメント関係

##### ケアマネジメントに関する給付のあり方（※自己負担の設定）

⇒・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る。

##### ケアマネジメントの質の向上

⇒質の向上・人材確保の観点から第 9 期を通じて包括的な方策を検討

| 社保審一介護給付費分科会       |      |
|--------------------|------|
| 第231回 (R5. 11. 16) | 資料 7 |

| 社保審一介護給付費分科会      |        |
|-------------------|--------|
| 第239回 (R6. 1. 22) | 参考資料 5 |

出典：令和5年度介護事業経営実態調査及び令和4年度介護事業経営概況調査

## 各介護サービスにおける収支差率

※括弧なしは、税引前収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含まない)

< >内は、税引前収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む)

( )内は、税引後収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む)

※物価高騰対策関連補助金は令和3年度決算には含まれない

| サービスの種類     | 令和4年度<br>概況調査             | 令和5年度実態調査                  |                             | サービスの種類              | 令和4年度<br>概況調査            | 令和5年度実態調査                   |                             |
|-------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|             | 令和3年度<br>決算               | 令和4年度<br>決算                | 対3年度<br>増減                  |                      | 令和3年度<br>決算              | 令和4年度<br>決算                 | 対3年度<br>増減                  |
| 施設サービス      |                           |                            |                             | 福祉用具貸与               | 3.4%<br><3.4%><br>(2.6%) | 6.4%<br><6.4%><br>(4.8%)    | +3.0%<br><+3.0%><br>(+2.2%) |
| 介護老人福祉施設    | 1.2%<br><1.3%><br>(1.3%)  | ▲1.0%<br><0.1%><br>(0.1%)  | ▲2.2%<br><▲1.2%><br>(▲1.2%) | 居宅介護支援               | 3.7%<br><4.0%><br>(3.1%) | 4.9%<br><5.1%><br>(4.6%)    | +1.2%<br><+1.1%><br>(+1.5%) |
| 介護老人保健施設    | 1.5%<br><1.9%><br>(1.3%)  | ▲1.1%<br><0.0%><br>(▲0.6%) | ▲2.6%<br><▲1.9%><br>(▲1.9%) | 地域密着型サービス            |                          |                             |                             |
| 介護医療院       | 5.2%<br><5.8%><br>(5.3%)  | 0.4%<br><1.7%><br>(1.2%)   | ▲4.8%<br><▲4.1%><br>(▲4.1%) | 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護 | 8.1%<br><8.2%><br>(7.8%) | 11.0%<br><11.2%><br>(10.7%) | +2.9%<br><+3.0%><br>(+2.9%) |
| 居宅サービス      |                           |                            |                             | 夜間対応型訪問介護※           | 3.8%<br><3.8%><br>(3.3%) | 9.9%<br><10.0%><br>(9.1%)   | +6.1%<br><+6.2%><br>(+5.8%) |
| 訪問介護        | 5.8%<br><6.1%><br>(5.5%)  | 7.8%<br><8.1%><br>(7.7%)   | +2.0%<br><+2.0%><br>(+2.2%) | 地域密着型通所介護            | 3.1%<br><3.4%><br>(3.1%) | 3.6%<br><3.9%><br>(3.7%)    | +0.5%<br><+0.5%><br>(+0.6%) |
| 訪問入浴介護      | 3.6%<br><3.7%><br>(2.5%)  | 3.0%<br><3.1%><br>(2.2%)   | ▲0.6%<br><▲0.6%><br>(▲0.3%) | 認知症対応型通所介護           | 4.3%<br><4.4%><br>(4.3%) | 4.3%<br><4.7%><br>(4.5%)    | 0.0%<br><+0.3%><br>(+0.2%)  |
| 訪問看護        | 7.2%<br><7.6%><br>(7.1%)  | 5.9%<br><6.2%><br>(5.8%)   | ▲1.3%<br><▲1.4%><br>(▲1.3%) | 小規模多機能型居宅介護          | 4.6%<br><4.7%><br>(4.5%) | 3.5%<br><3.9%><br>(3.6%)    | ▲1.1%<br><▲0.8%><br>(▲0.9%) |
| 訪問リハビリテーション | ▲0.4%<br><0.6%><br>(0.2%) | 9.1%<br><10.3%><br>(9.9%)  | +9.5%<br><+9.7%><br>(+9.7%) | 認知症対応型共同生活介護         | 4.8%<br><4.9%><br>(4.6%) | 3.5%<br><3.9%><br>(3.6%)    | ▲1.3%<br><▲1.0%><br>(▲1.0%) |
| 通所介護        | 0.7%<br><1.0%><br>(0.7%)  | 1.5%<br><1.8%><br>(1.4%)   | +0.8%<br><+0.8%><br>(+0.7%) | 地域密着型特定施設入居者<br>生活介護 | 2.8%<br><3.0%><br>(2.6%) | 1.9%<br><2.4%><br>(1.8%)    | ▲0.9%<br><▲0.6%><br>(▲0.8%) |
| 通所リハビリテーション | ▲0.3%<br><0.5%><br>(0.2%) | 1.8%<br><2.8%><br>(2.5%)   | +2.1%<br><+2.3%><br>(+2.3%) | 地域密着型介護老人福祉施設        | 1.1%<br><1.2%><br>(1.2%) | ▲1.1%<br><▲0.4%><br>(▲0.4%) | ▲2.2%<br><▲1.6%><br>(▲1.6%) |
| 短期入所生活介護    | 3.2%<br><3.3%><br>(3.3%)  | 2.6%<br><3.3%><br>(3.2%)   | ▲0.6%<br><0.0%><br>(▲0.1%)  | 看護小規模多機能型居宅介護        | 4.4%<br><4.6%><br>(4.2%) | 4.5%<br><4.7%><br>(4.2%)    | +0.1%<br><+0.1%><br>(0.0%)  |
| 特定施設入居者生活介護 | 3.9%<br><4.0%><br>(3.1%)  | 2.9%<br><3.0%><br>(2.2%)   | ▲1.0%<br><▲1.0%><br>(▲0.9%) | 全サービス平均              | 2.8%<br><3.0%><br>(2.6%) | 2.4%<br><3.0%><br>(2.6%)    | ▲0.4%<br><0.0%><br>(0.0%)   |

収支差率 = (介護サービスの収入額 - 介護サービスの支出額) / 介護サービスの収入額

・「介護サービスの収入額」…介護報酬による収入(利用者負担分含む)、保険外利用料収入、補助金収入(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を除く)の合計額。

※「コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む」については、上記の介護サービス収入額に、コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を加えたもの

・「介護サービスの支出額」…介護事業費用、借入金利息及び本部費繰入の合計額

※「本部費繰入」は、各事業所に共通する人事労務経理に係る経費等に充てられるものであり、介護サービスの支出額に含めている。

なお、社会福祉法人会計基準上本部費繰入は「特別損失」とされているが、企業会計等における「特別損失」とは意味合いが異なる。

注1：サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注2：全サービス平均の収支差率については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

## 訪問介護 基本報酬

| 単位数     |                     | ※以下の単位数はすべて1回あたり |  |         |  |
|---------|---------------------|------------------|--|---------|--|
|         |                     | < 現行 >           |  | < 改定後 > |  |
| 身体介護    | 20分未満               | 167単位            |  | 163単位   |  |
|         | 20分以上30分未満          | 250単位            |  | 244単位   |  |
|         | 30分以上1時間未満          | 396単位            |  | 387単位   |  |
|         | 1時間以上1時間30分未満       | 579単位            |  | 567単位   |  |
|         | 以降30分を増すごとに算定       | 84単位             |  | 82単位    |  |
| 生活援助    | 20分以上45分未満          | 183単位            |  | 179単位   |  |
|         | 45分以上               | 225単位            |  | 220単位   |  |
|         | 身体介護に引き続き生活援助を行った場合 | 67単位             |  | 65単位    |  |
| 通院等乗降介助 |                     | 99単位             |  | 97単位    |  |

※訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

# 基本報酬の見直し

## 概要

## 告示改正

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

## 令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

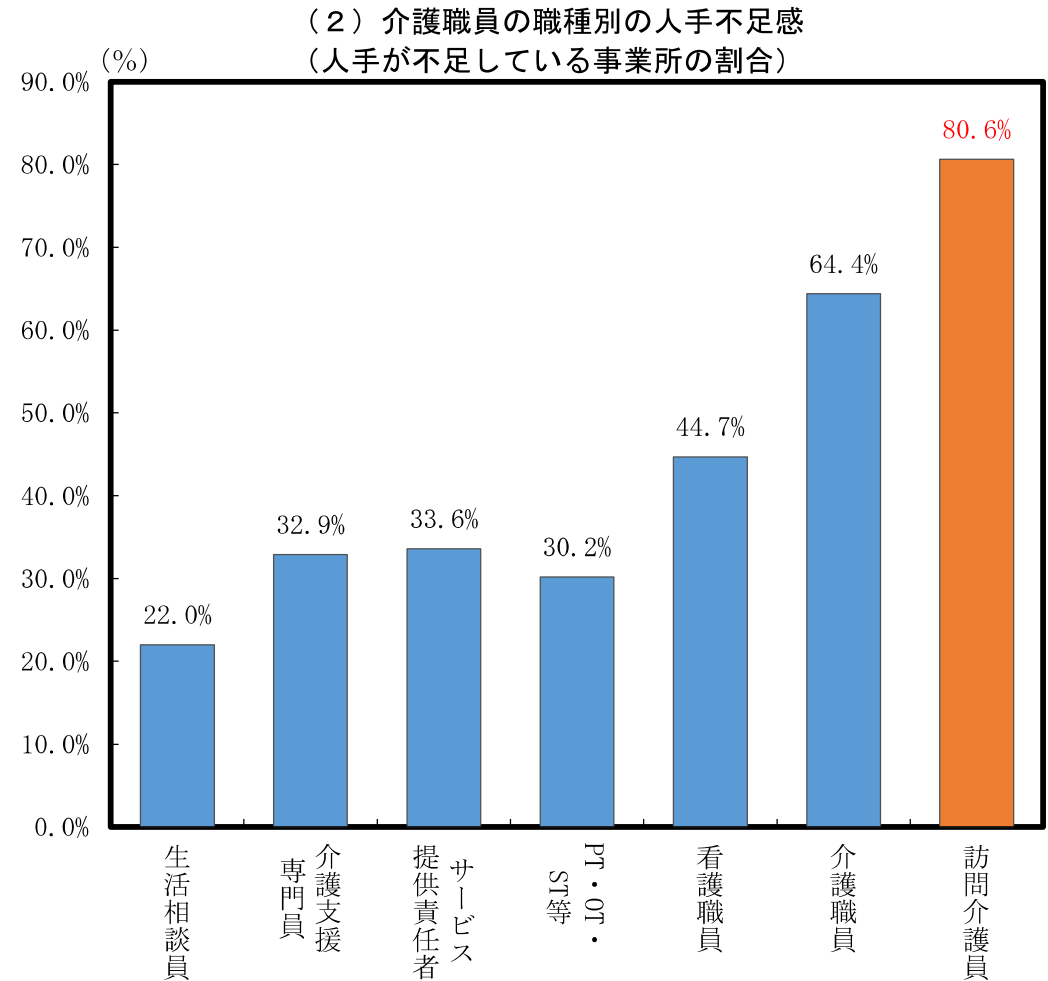
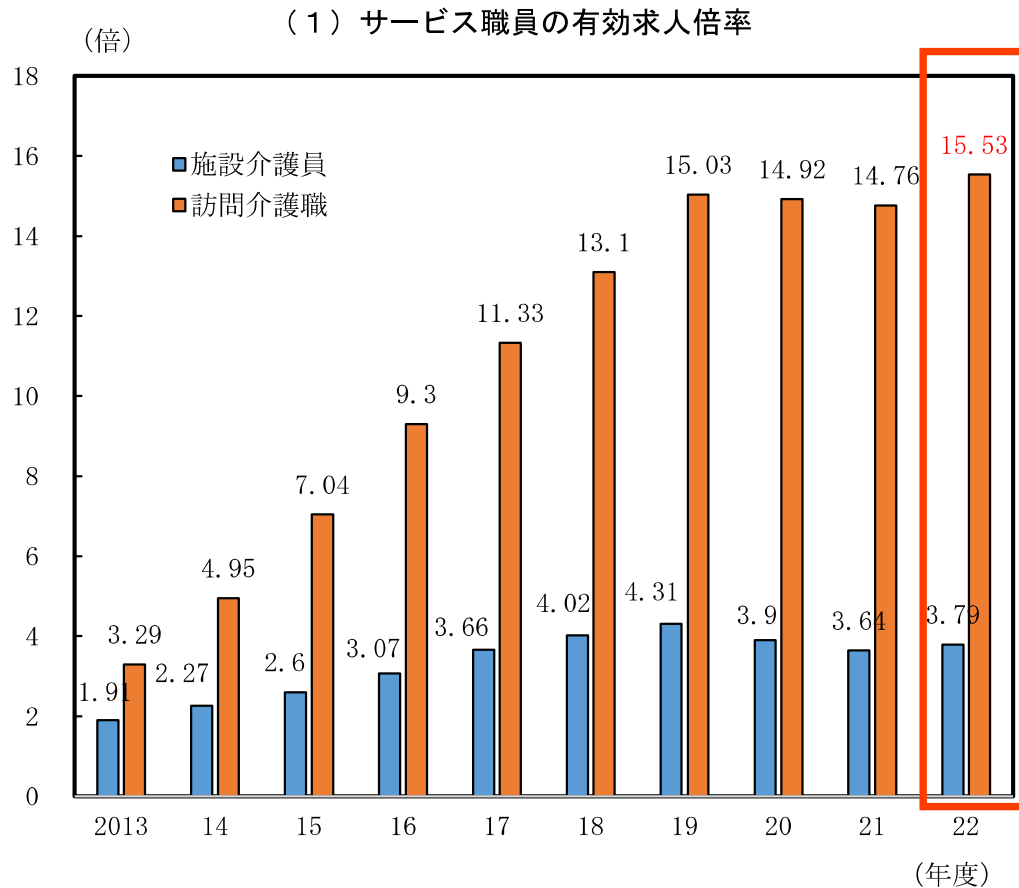
令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。



# 訪問介護員の人手不足の現状

- 介護サービス職員の有効求人倍率をみると、施設介護職員と比較して、訪問介護職員の有効求人倍率が高くなっており、2022年度時点で15.53倍となっている。
- 職種別の介護労働者の人手不足感をみると、約8割の事業所が、訪問介護員の不足を感じている。



資料出所：

(1) 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成。

(注1) パートタイムを含む常用の値。

(注2) 平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく、以下の職業分類区分の合計。施設介護職員：「361 施設介護職員」、訪問介護職：「362 訪問介護職」。

(注3) 有効求人倍率を算出するための求職者の数値について、集計上、一部の小分類において実態より値が小さくなることがあり、留意が必要。

(2) (公財) 介護労働安定センター「令和3年度 介護労働実態調査」からデータを抜粋して作成。

# 令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

## 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
  - 在宅における医療ニーズへの対応強化
  - 在宅における医療・介護の連携強化
  - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
  - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

## 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

## 4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

## 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

## 5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

# 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）①

## （令和４年１２月２０日 社会保障審議会介護保険部会）

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。
- 次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。
- 社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

##### ○地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備

- ・長期的な介護ニーズの見通しや必要な介護職員数を踏まえ計画を策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討

##### ○在宅サービスの基盤整備

- ・複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型の新設を検討
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討

##### ○ケアマネジメントの質の向上

- ・質の向上・人材確保の観点から第9期を通じて包括的な方策を検討
- ・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着
- ・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上
- ・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化等の取組も含めた働く環境の改善

##### ○医療・介護連携等

- ・医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性の確保
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応

##### ○施設サービス等の基盤整備

- ・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用

##### ○住まいと生活の一体的支援

- ・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や福祉分野等の施策との連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討

##### ○介護情報利活用の推進

- ・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討

##### ○科学的介護の推進

- ・LIFEのフィードバックの改善や収集項目の精査を検討

#### 2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

##### ○総合事業の多様なサービスの在り方

- ・実施状況・効果等について検証を実施
- ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討

##### ○通いの場、一般介護予防事業

- ・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進

##### ○認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

##### ○地域包括支援センターの体制整備等

- ・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携
- ・センターの業務負担軽減のため、
  - － 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大
  - － 総合相談支援業務におけるランチ等の活用推進。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し
  - － 3職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化

#### 3. 保険者機能の強化

##### ○保険者機能強化推進交付金等

- ・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実

##### ○給付適正化・地域差分析

- ・給付適正化主要5事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

##### ○要介護認定

- ・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討
- ・コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続

## 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）② （令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）

### Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

#### 1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

##### （1）総合的な介護人材確保対策

- ・処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施
- ・介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討
- ・外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進

##### （2）生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現

###### ○地域における生産性向上の推進体制の整備

- ・生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与する取組により、優良事例を横展開
- ・都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援
- ・地方公共団体の役割を法令上明確化

###### ○施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用

- ・相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進
- ・施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進
- ・在宅におけるテクノロジー活用に当たっての課題等に係る調査研究

###### ○介護現場のタスクシェア・タスクシフティング

- ・いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等の検討。人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応

###### ○経営の大規模化・協働化等

- ・社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開
- ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討

###### ○文書負担の軽減

- ・標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要の法令上の措置を遅滞なく実施

###### ○財務状況等の見える化

- ・介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表
- ・介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討

#### 2. 給付と負担

##### （1）高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

###### ○1号保険料負担の在り方

- ・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る

###### ○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

###### ○補足給付に関する給付の在り方

- ・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ引き続き検討

（※）次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

##### （2）制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

###### ○多床室の室料負担

- ・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

###### ○ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

###### ○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

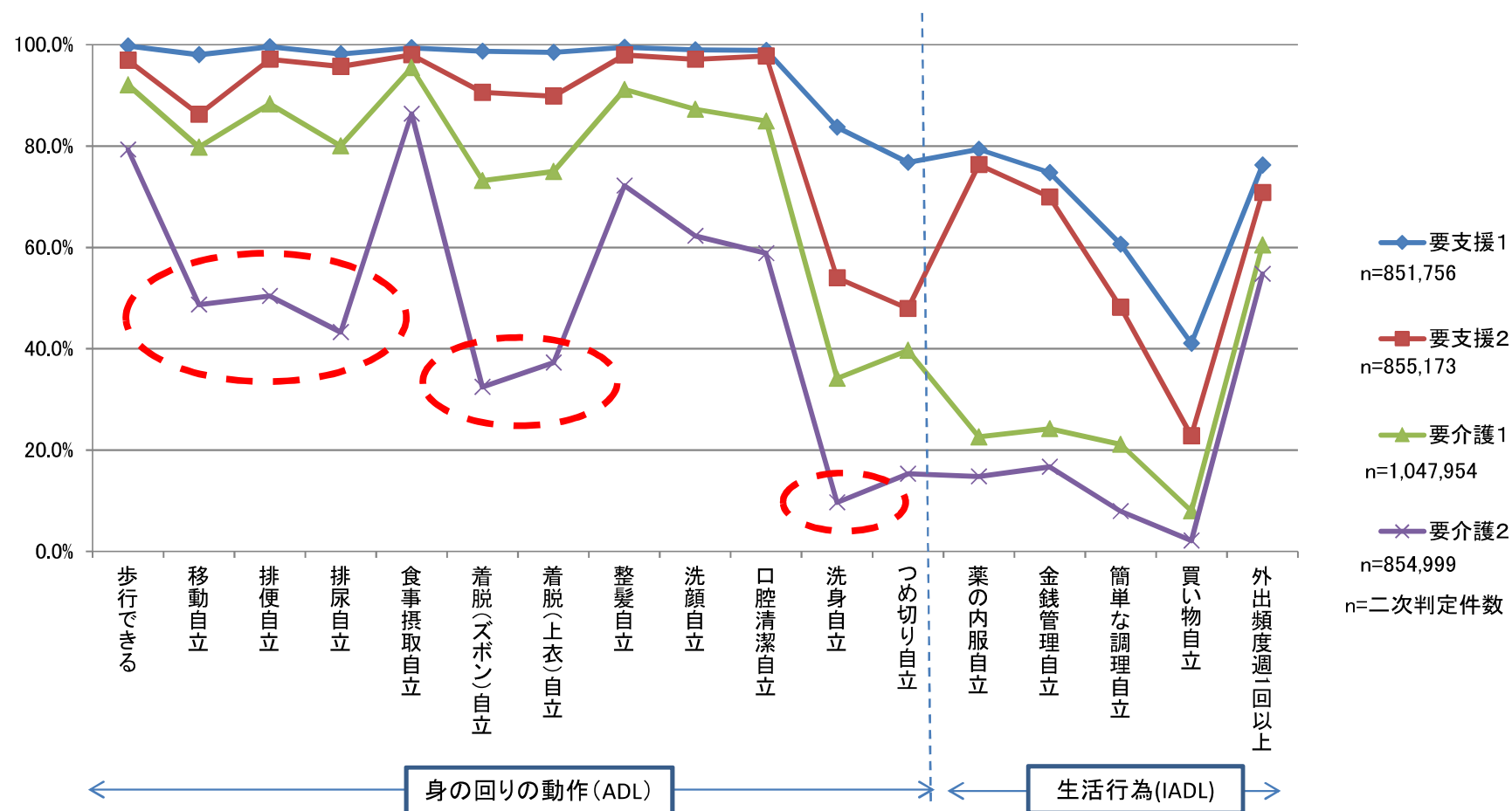
- ・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

##### （3）被保険者範囲・受給者範囲

- ・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

# 要支援1～要介護2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。  
要介護2になると、移動・排せつ等の自立度が低下する。



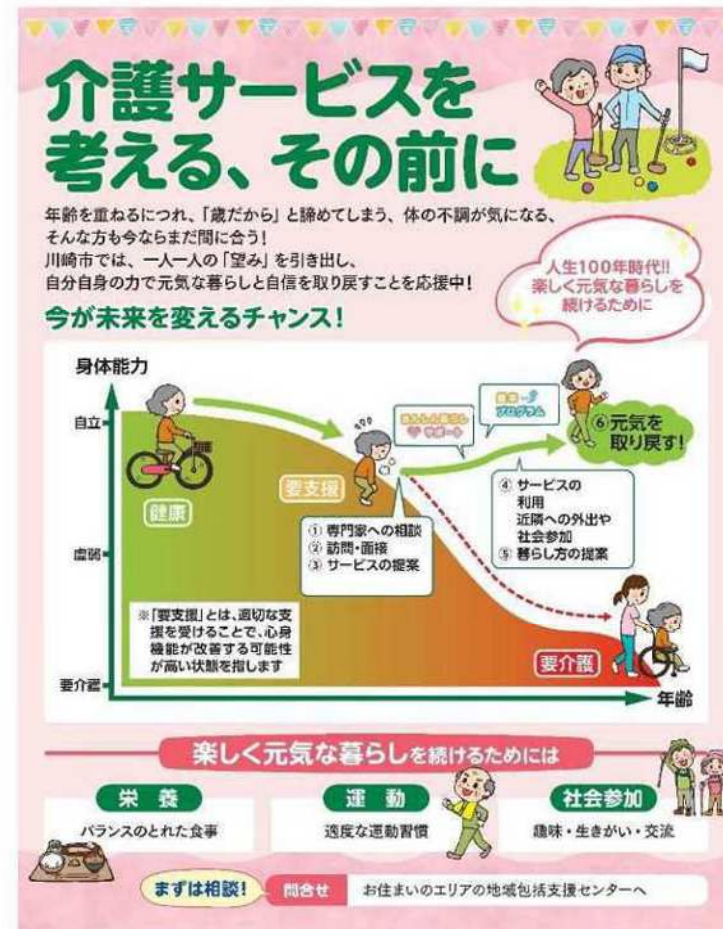
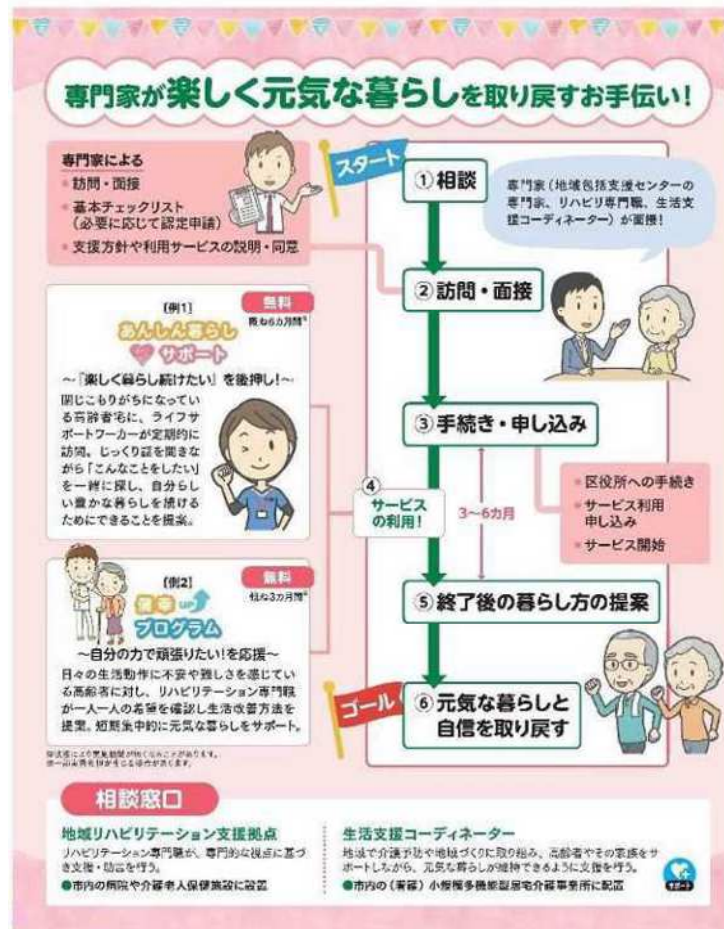
※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。

※2 平成23年度要介護認定における認定調査結果(出典:認定支援ネットワーク(平成24年2月15日集計時点))

出典:厚生労働省 介護予防ケアマネジメントの考え方



# 要支援者等の重度化防止（第8期計画における総合事業の見直し）



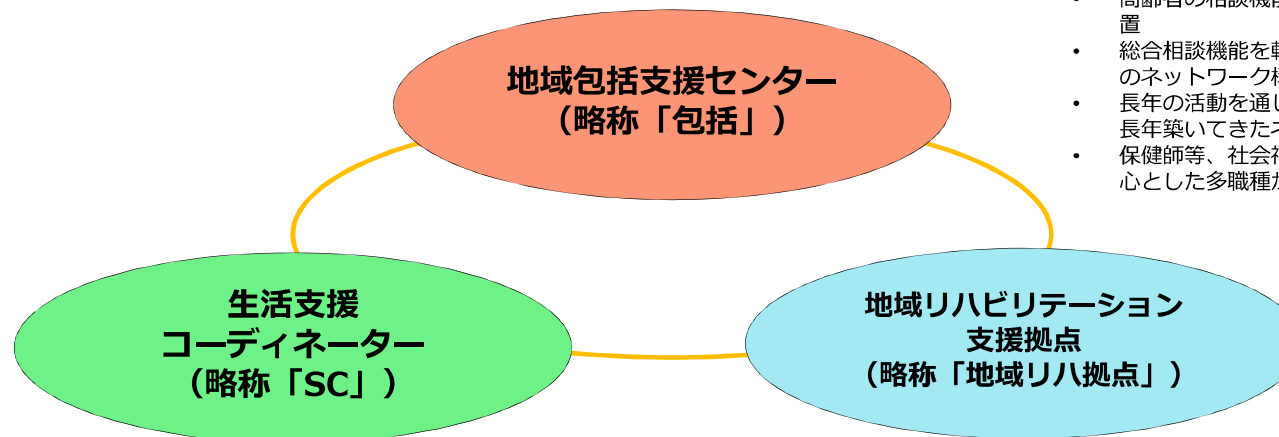


## 初期相談の支援チーム



### 「総合相談の入口、様々な支援へのつなぎ」

- ・ 高齢者の相談機能の要として、市内49か所に設置
- ・ 総合相談機能を軸に、個別支援から地域の関係者のネットワーク構築まで幅広く担う
- ・ 長年の活動を通じて地域の関係者・機関との間で長年築いてきたネットワークを持つ
- ・ 保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員を中心とした多職種が所属



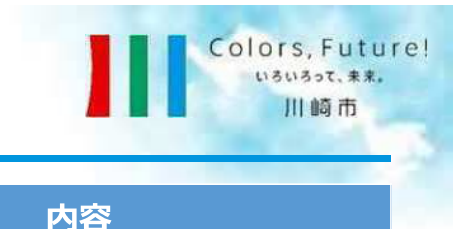
- ・ 市内24か所の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に配置【順次整備中】
- ・ より小さい地域単位（概ね小学校区程度）において、「個別の支援」と「地域づくり（小地域福祉活動）」の2つの側面から不安や困りごとを抱えた高齢者へアプローチ
- ・ 明確な支援ニーズはないが、周りから見ると何か気になる人、ちょっと心配な人をメインターゲットに、「早めに出会い、長くお付き合いすること」をコンセプトとして活動

### 「早めに出会って長くお付き合い」

- ・ 市内11か所の病院、介護老人保健施設に設置【順次整備中】
- ・ 理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職が、日常の環境調整や動作の仕方等の改善の見極めの視点から見立てを行い、包括への助言や、本人の意欲に働きかける後押しをする役割
- ・ 生活上の困り事の要因分析、今後の生活において予想される見通しや生活の改善可能性の見立てを行い、利用者にとって実現可能な方法による解決の方向性を提案

### 「ポイントポイントでの専門的な関わり」

## 川崎市の総合事業サービスの構成



| 事業名                                             | サービス名称                                   | 主な役割                                                                            | 内容                                                          |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 訪問型サービス<br>(第1号訪問事業)<br>法第115条の45第1項第1号イ        | 介護予防訪問サービス<br>(介護予防型)                    | 比較的状态が安定している場合に、計画的な支援によって、利用者の生活機能の悪化防止・状態の維持等につなげる。                           | 従前の予防給付と同様                                                  |
|                                                 | 介護予防訪問サービス<br>(生活援助特化型)                  |                                                                                 | 生活援助のみの提供                                                   |
| 通所型サービス<br>(第1号通所事業)<br>法第115条の45第1項第1号ロ        | 介護予防通所サービス                               |                                                                                 | 従前の予防給付と同様のサービスで3時間以上の支援                                    |
|                                                 | 介護予防短時間通所サービス                            |                                                                                 | 従前の予防給付と同様のサービスで1.5時間以上の支援                                  |
| 一般介護予防事業<br>(※通所Bに相当)                           | 住民主体による要支援者等支援事業                         | 住民主体による参加・役割発揮の場づくりを進め、参加者の地域とのつながりづくりや、閉じこもり予防のための活動を展開                        | 基本チェックリストを活用して対象者を選定<br>(※) 要介護でも利用可                        |
| その他の生活支援サービス<br>(第1号生活支援事業)<br>法第115条の45第1項第1号ハ | かわさき健幸UP!!プログラム<br>(短期集中介護予防プログラム)       | 状態が変わりやすい新規認定時や退院直後等の場合に、短期集中的かつ利用者の日々の状況変化に応じた柔軟な支援によって、より積極的に生活の改善または維持につなげる。 | 概ね3か月間、リハビリテーション専門職が生活習慣の改善や行動変容等を促し、希望する生活を送れるようにするプログラム   |
|                                                 | あんしん暮らしサポート<br>(短期集中介護予防小規模多機能型生活支援サービス) |                                                                                 | 概ね6か月間、生活課題解決や日常生活における活動量の維持等によって、心身状態の悪化の防止又は状態の改善等を旨とする支援 |

第8期計画で新設